

# 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者 指定番号				※市町村ごとに異なります	
宛名番号					
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号				課・係	
				氏名	
				電話	
				(内線)	
異動の事由				異動後の未徴収 税額の徴収	
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (事由を下記1～6より選択)				退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額 円	
1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須)				控除社会 保険料額 円	
月分で納入 (月 日納期分)				理由	

市町村長 殿		住所(居所) 又は所在地		〒	
年 月 日提出		フリガナ			
		氏名又は名称			
		代表者の 職氏名			
		個人番号 又は法人番号			
給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額	
受給者番号(整理番号)		フリガナ		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	
氏名		円		異動年月日	
生年月日		昭和・平成 年 月 日		月 から 月 から	
個人番号		円		月 まで 月 まで	
1月1日 現在の住所		円		円	
給与の支払を受け なくなった後の住所					

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由		徴収予定		
1. 異動が 年 12 月 31 日 までで、申出があったため ( 月 日申出)		徴収予定 月 日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)
2. 異動が 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため		・	円	円
		・	円	円
		・	円	円

相続人の氏名等	
氏名	続柄
住所	
電話	

1 (普A)	特別徴収対象従業員数が2人以下 (特別徴収対象従業員は他市区町村の従業員も含む)
2 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者)
3 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例：年間の給与支給額が100万円以下)
4 (普D)	給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)
5 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)
6 (普F)	退職者又は退職予定者

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の 氏名及び 所属課、 係名並び に電話番 号		課・係	新しい勤務先では 月割額 円を		※市町村記入欄
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地		〒		氏名	月分から徴収し、納入します。		
フリガナ				電話	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。		
氏名又は名称				(内線)	納入書 要 ・ 不要		
代表者の職氏名							

【提出先】 〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地 四街道市役所総務部課税課市民税係

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。  
 2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。  
 3 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き記載された宛名番号を記載してください。  
 4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に一括徴収することが義務づけられています。  
 また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。  
 1月1日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することになります。

御注意